

町田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、町田市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(規模に関する条件)

第2条 生産緑地法第3条第2項に規定する区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。